

蒲郡市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を改定するにあたり、必要な事項を協議するため、蒲郡市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 委員会は、蒲郡市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の改定に関する検討事項（以下「所掌事項」という。）について協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、当該委員及びオブザーバーの委嘱の日から立地適正化計画の改定が完了する日までとする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うもの

とする。

(幹事会)

第8条 委員会に、所掌事項に係る内容等の調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課又は公所の長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市計画課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員会に報告する。

(作業部会)

第9条 委員会に、所掌事項について調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、前条第2項に掲げる課又は公所の長の推薦により、その所属する職員をもって構成する。

(関係者の出席)

第10条 委員会、幹事会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 委員会等の事務局は、都市開発部都市計画課に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、立地適正化計画の改定が完了する日限り、その効力を失う。

別表（第8条、第9条関連）（幹事会及び作業部会）

危機管理課
企画部企画政策課
総務部財務課
総務部公共施設マネジメント課
総務部税務課
市民生活部交通防犯課
健康福祉部福祉課
健康福祉部子育て支援課
健康福祉部長寿課
健康福祉部健康推進課
産業振興部観光まちづくり課
産業振興部産業政策課
建設部土木港湾課
建設部東港地区開発推進室
建設部道路建設課
建設部建築住宅課
都市開発部都市計画課
都市開発部区画整理課
上下水道部下水道課
消防本部総務課
教育委員会教育政策課
教育委員会生涯学習課